

利府町総合情報システム（内部管理系）更新事業
公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月

利 府 町

この公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、利府町（以下「本町」という。）の利府町総合情報システム（内部管理系）更新事業を施行する事業者を公募型プロポーザルにより選定するため、必要な事項について定めるものです。

1. 公募型プロポーザルの目的及び事業名

（1）目的

本町では、現行の第4期利府町総合情報システムのうち、内部管理系システムが令和8年3月末をもって契約期間が満了します。

次期システムへの更新においては、「業務プロセスの標準化・共通化を通じた連携と共有による業務効率の向上」、「情報セキュリティ及び事業継続性の向上」、「情報システム関連経費の抑制」などの課題解決と、将来にわたる安定的なシステム運用を実現する必要があります。

このため、公募型プロポーザル方式により広く企画提案を募集しながら、知見、能力、技術、経験など更新事業遂行に最も適した優先交渉権者を選定することを目的とします。

（2）事業名

実施要領の対象とする事業は、「利府町総合情報システム（内部管理系）更新事業」（以下「更新事業」という。）とします。

2. 更新事業の内容

更新事業で調達するシステム（以下「調達対象システム」という。）及び提案の範囲並びに本プロポーザルに参加する事業者（以下「参加者」という。）に要求する水準や役割等については、次のとおりです。

（1）調達対象システム及び提案の範囲

ア 調達対象システム

調達対象システムは、内部管理系（システム区分 A、B 及び C）とし、業務システム、所管部署は「表 1」のとおりです。

「表 1」 調達対象システム

内部管理系					
システム区分		業務システム等	所管部署	提案上限額 ※（5）参照	
A	人事給与	人事管理	総務課	307,347 千円	
		給与管理			
		会計年度任用職員管理			
	庶務事務	庶務事務			
	運用基盤	グループウェア			デジタル推進室
		ウイルス対策			
資産管理					
各種運用システム					
B	文書管理	文書管理	総務課	38,297 千円	
C	人事評価	人事評価	総務課	37,340 千円	

イ 調達対象システムの詳細仕様

調達対象システムの詳細仕様については、次の資料を参照してください。

- ① システム区分 A：人事給与・庶務事務・運用基盤
資料 4_調達仕様書（システム区分 A）
- ② システム区分 B：文書管理
資料 5_調達仕様書（システム区分 B）
- ③ システム区分 C：人事評価
資料 6_調達仕様書（システム区分 C）

(2) 更新事業の事業範囲（本稼働までの構築業務）

参加者に求める事業範囲のうち、調達対象システムの構築業務については次のとおりです。

- ・構築計画策定（設計・開発・作業工程別スケジュール管理）、構築作業
- ・データ移行
- ・職員研修、仮稼働等稼働準備作業
- ・本稼働までの一連のプロジェクト管理、品質管理作業、各種成果品・操作マニュアル・ドキュメントの作成、納品

(3) 更新事業の事業範囲（本稼働後の運用・保守業務）

参加者に求める事業範囲のうち、調達対象システムの運用・保守業務については次のとおりです。

- ・システムの運用、保守に関する年間作業計画及び障害対応等リスク管理計画の策定と実施
- ・課題管理、障害報告その他一連のプロジェクト管理、品質管理作業

(4) 更新事業の履行期間等

ア 履行期間

更新事業の履行期間（構築、運用及び保守）は、「契約締結の翌日から令和 13 年 3 月 31 日（月）まで」とします。

イ システム構築期限

次期システムの構築期限は、原則として「令和 8 年 3 月 31 日（火）」とします。

ウ 本稼働日

次期システムの本稼働日は、原則として「令和 8 年 4 月 1 日（水）」とします。

ただし、次に掲げるシステムについては、データ移行・検証作業量、本稼働準備等の観点から令和 8 年 1 月から運用を開始することとします。なお、最終的な運用開始日、詳細スケジュール等については、契約時の仕様協議で確定させるものとします。

令和 8 年 1 月から運用を開始するシステム

システム区分 A：人事給与、庶務事務・運用基盤

人事管理、給与管理、会計年度任用職員管理、庶務事務

（５）提案上限額及び見積費用

更新事業の提案上限額（様式 3-4 費用見積書（総括）の合計額）は、「表 2」のとおりです。ただし、提案上限額は契約の予定価格を示すものではなく、本プロポーザルにおける企画内容、提案規模等の上限額を示すものであり、提案価格はこの額を超えてはならないものとします。更新事業の費用見積は、費用見積書[様式 3-5]～[様式 3-14]により提出してください。

「表 2」提案上限額 消費税及び地方消費税相当額を除く。

システム区分		提案上限額
A	人事給与、庶務事務、運用基盤	307,347 千円
B	文書管理	38,297 千円
C	人事評価	37,340 千円

（６）支払方法

更新事業によるシステム構築、運用及び保守の費用については、60ヶ月の賃借料として期間均等額で支払うものとします。

3. 参加資格要件

参加者は、次の（１）一般要件及び（２）個別要件に掲げるすべての要件を満たす「単独事業者」とします。

なお、実施要領 5（３）カに該当することが判明した場合は、直ちに参加資格を失うものとします。

（１）一般要件

- ア 参加表明書の提出日において、利府町から物品・役務に係る「令和 7 年度一般競争入札及び指名競争入札参加資格」の承認を受けている者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する者でないこと。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがな

されていない者とみなす。

オ 租税を完納していること。（(1) アの競争入札参加資格の承認を受けた際に提出した書類で確認する。）

カ 利府町暴力団排除条例（平成24年利府町条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。

(2) 個別要件

ア 地方公共団体に対して「実施要領2（1）「表1」調達対象システム」に掲げるシステムのうち、参加を希望する区分の業務システムにおける導入実績を有すること。

4. スケジュール

本プロポーザル及び更新事業のスケジュールは「表3」のとおりとします。ただし、参加者数等によっては、当該スケジュール又は内容を調整する場合があります。

「表3」プロポーザルスケジュール

実施年月日	内 容	参照項番
令和7年4月21日（月）	公告・実施要領等の配布及び質問書の受付開始	6
令和7年4月28日（月）	質問書の受付期限（午後4時）	6（2）
令和7年5月9日（金）	質問に対する本町の回答を公開	6（4）
令和7年5月14日（水）	参加表明書の提出期限（午後4時）	5（1）
令和7年5月23日（金）	一次選考審査用書類及び参加表明後の参加辞退届の提出期限（午後4時）	5（2）、7
令和7年5月28日（水）	一次選考審査	8（1）
令和7年5月30日（金）	一次選考審査結果の通知及び二次選考審査への参加要請	
令和7年6月10日（火） 11日（水）	二次選考審査（デモンストレーション審査）	8（2）
令和7年6月18日（水）	二次選考審査（プレゼンテーション審査）	
令和7年6月23日（月）	優先交渉権者、次順位候補者の選定事務	
令和7年6月25日（水）	優先交渉権者等の決定・審査結果の通知	8（3）
令和7年7月上旬	契約調整事務、プロジェクトキックオフ等	

5. 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする場合は、（1）及び（2）により関係書類を提出して

ください。

(1) 参加表明書

ア 提出期限及び提出方法

- ① 本プロポーザルへの参加表明は、参加表明書[様式 2-1]によるものとします。
- ② 参加表明書には次の関係書類を添付してください。
 - ・会社概要書 [様式 2-2]
 - ・導入実績一覧表 [様式 2-3]
 - ・参加資格を確認できる書類（3（1）アに関する受理票（承認書）、導入実績一覧表を証する契約書等の各写し）
 - ・業務協力契約予定書 [様式 2-4]
- ③ 令和 7 年 5 月 14 日（水）午後 4 時まで直接持参により提出してください。

なお、受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前 9 時から午後 4 時までとします。

イ お問い合わせ及び提出先

〒981-0112 宮城県宮城郡利府町利府字新並松 4 番地
利府町役場総務部デジタル推進室デジタル推進係
電話：022-767-2128（直通）
電子メール：digital@rifu-cho.com

ウ 提出部数

提出部数は、2部（正本1部、副本1部）とします。

エ 参加表明届の無効

参加表明届提出後において、一次審査用提出書類が定められた提出期限までに提出されないときは、当該参加表明届を無効とし、本プロポーザルへの参加表明がなかったものとします。

(2) 一次選考審査用提出書類

一次選考審査用書類は、調達仕様書等により調達対象システムの詳細仕様を十分に理解した上で、別添「利府町総合情報システム（内部管理系）更新事業一次審査用提出書類作成要領」により作成してください。

ア 提出書類

- ・技術提案書 [様式 3-1]
- ・ハードウェア一覧表 [様式 3-2]
- ・ソフトウェア一覧表 [様式 3-3]
- ・費用見積書 [様式 3-4]～[様式 3-14]
- ・追加提案に係る見積書（システム区分 A 関連）[自由様式]

イ 提出期限及び提出方法

一次選考審査用書類は、令和 7 年 5 月 23 日（金）午後 4 時までに直接持参により提出してください。

なお、受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前 9 時から午後 4 時までとします。

ウ お問い合わせ及び提出先

実施要領 5（1）イと同じ。

エ 提出部数等

一次選考審査用書類ごとの提出部数、編綴方法は、提出書類作成要領を参照してください。

(3) 一般要件

ア 提出された書類は、選考審査目的以外には使用しません。ただし、利府町情報公開条例（平成 11 年利府町条例第 1 号）に基づき、公表する場合があります。この場合においては、公開対象事業者と事前に協議します。

イ 提出された書類は、選考審査の目的の範囲内で複製することができるものとします。

ウ 提出期限経過後において、技術提案書等提出書類の訂正、追加及び再提出は認めません。

エ 提出された書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属するものとします。

オ 提出された書類は、返却しません。

カ 提出された書類の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された書類を無効とします。

- ① 提出期限を過ぎて提出されたとき
- ② 提出書類の記載事項に虚偽の記載があったとき

- ③ 選考審査会その他選考審査関係者に対して提案内容に関する助言を求めるなど、審査の公平性を害する行為があったと認めるとき
- ④ 提案価格が、実施要領で定める提案上限額を超えているとき

6. 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

提出書類の作成方法その他実施要領に関し質問がある場合は、次により質問書を提出してください。

ア 質問書〔様式 1〕に質問内容を記載し、電子メールで送信してください。未到達、遅延等を考慮し、メール送信後は電話にて連絡確認をしてください。また、電子メール送受信に関する通信事故等については、本町はいかなる責任も負わないものとします。

イ メールの件名は、次のとおりとします。（●●部は、整理番号などを想定）

【利府町更新事業 RFP 質問書●●】_参加者名

ウ 電子メール以外の方法による質問は受付しません。また、選考方法、選考内容等選考審査事項又は選考審査に支障をきたす恐れのある質問には回答しません。

(2) 受付期限

質問書の受付期限は、令和 7 年 4 月 28 日（月）午後 4 時までとします。

(3) 提出先

実施要領 5（1）イと同じ。

(4) 回答方法、その他

ア 質問に対する回答は、令和 7 年 5 月 9 日（金）までに本町のホームページに掲載します。（質問者名は非公開）

イ 本町の回答内容については、実施要領その他関係する仕様の追加又は修正とみなします。

7. 参加表明後の参加辞退

参加表明書等の提出後に参加を取りやめる場合は、提出期限までに参加辞退届〔様式 4〕を提出してください。

(1) 参加辞退届の提出期限及び提出方法

参加辞退届〔様式 4〕を令和 7 年 5 月 23 日（金）午後 4 時までに直接持参してください。

なお、受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前 9 時から午後 4 時までとします。

(2) 提出先

実施要領5（1）イと同じ。

8. 選考審査について

選考審査は、一次選考審査用書類の書類審査、プレゼンテーション審査及びデモンストレーション審査による総合評価方式とします。審査の方法等は、別添の「評価基準書」を参照してください。

(1) 一次選考審査

一次選考審査は、評価基準を基に技術提案書評価、価格評価を実施します。

ア 審査実施日

令和7年5月28日（水）

イ 審査結果の通知及び二次選考審査への参加要請

一次選考審査の結果は、全参加者に文書及びメールで通知します。また、二次選考審査対象者（上位3者以内）には、二次選考審査への参加を要請します。

一次選考審査結果の通知日：令和7年5月30日（金）

(2) 二次選考審査

二次選考審査は、評価基準を基にデモンストレーション審査及びプレゼンテーション審査を実施します。日程は現時点の予定であり、場合によっては日程を調整する場合があります。

ア 審査実施日

・デモンストレーション審査：令和7年6月10日（火）及び11日（水）

・プレゼンテーション審査：令和7年6月18日（水）

イ 審査の実施方法

二次選考審査の具体的な実施方法等については、二次選考審査への参加要請時に「二次選考審査実施要領」でお知らせします。

(3) 優先交渉権者等の決定及び審査結果の通知

総合評価の審査結果については、二次選考審査対象者に文書及びメールにより、令和7年6月25日（水）に通知します。

また、本プロポーザルにより選定された「優先交渉権者名」及び「選考審査の概要」については、本町のホームページで公表します。

9. 契約条件等

- (1) 本町は、選定された優先交渉権者との契約要件、仕様内容等についての協議が整い次第、利府町財務規則（平成13年利府町規則第11号）に基づき、契約を締結するものとします。

- (2) 技術提案書その他提出書類に記載された内容は、契約書特記仕様書に反映するものとします。ただし、本町が更新事業の目的達成のため必要があると認める場合は、その範囲において項目の追加、変更若しくは削除又は見積金額等の変更について優先交渉権者と協議を行うものとします。

したがって、優先交渉権者の決定をもって技術提案書その他提出書類に記載された内容すべてを承認するものではありません。

- (3) (1) 及び (2) による優先交渉権者との協議の結果、契約の合意に至らなかった場合は、次順位候補者を優先交渉権者として繰り上げ、(1) 及び (2) による協議を行うものとします。

10. その他

- (1) 参加表明、技術提案書その他提出書類に係る作成及び提出に要する費用、プレゼンテーション審査及びデモンストレーション審査に要する経費、その他更新事業の提案に関する一切の経費は、参加者の負担とします。

- (2) 参加者の実施要領、調達仕様等の内容不知、不明確、錯誤等を理由とし、又は審査結果についての異議申し立ては認めないものとします。

- (3) 次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルによる審査業務又は契約を延期し、又は取り消すことがあります。この場合において、参加者、審査により選定された優先交渉権者又は次順位候補者が損害を受けることがあっても、本町はその賠償の責めを負わないものとします。

ア 天災その他やむを得ない理由により、更新事業を実施することが困難な事態に陥った場合

イ 提案に関する不正行為があったと認められる場合、その他明らかに競争の実効性を確保することができない事態があったと認められるとき。